

令和7年度 第2回

宗像市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和8年1月22日

健康福祉部国保医療課

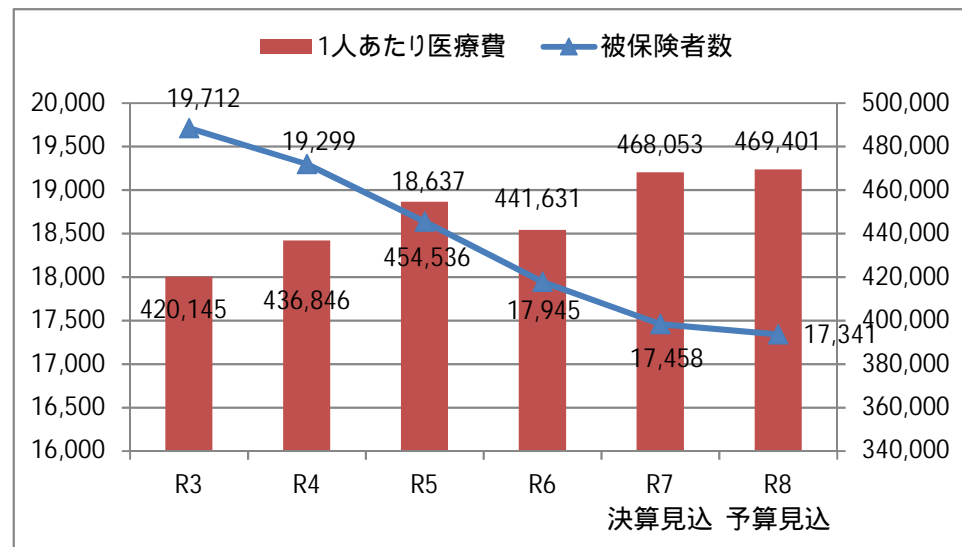
【資料 1】

宗像市国民健康保険基金の活用方針を踏まえた
令和8年度国民健康保険税の税率(額)について(諮問)

(1) 国民健康保険事業の概況

区分	R8年度	R7年度		
	予算(見込)	当初予算	決算見込	
世帯数(世帯)	11,738	11,907	11,847	
被保険者数(人)	全体	17,341	17,872	17,458
	一般	17,341	17,872	17,458
	退職	0	0	0
介護被保険者数(人)	5,110	5,099	5,217	
1人あたり医療費(円)	469,401	464,896	468,053	
1人あたり国保事業費納付金負担額(円)	153,759	148,494	-	

一般: 退職者医療制度の適用を受けない被保険者
 退職: 会社などを退職し、年金を受けられる方とその被扶養者
 (65歳まで退職者医療制度の適用となります【平成27年4月1日以降適用廃止】)
 介護: 被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者(40歳～64歳)



国民健康保険事業費納付金

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分	合計
令和7年度	1,770,245,600円	604,539,826円	177,684,533円	-	2,552,469,959円
令和8年度	1,713,195,192円	593,016,121円	176,390,765円	54,311,139円	2,536,913,217円
前年度比	-57,050,408円	-11,523,705円	-1,293,768円	54,311,139円	-15,556,742円
	96.8%	98.1%	99.3%	-	99.4%

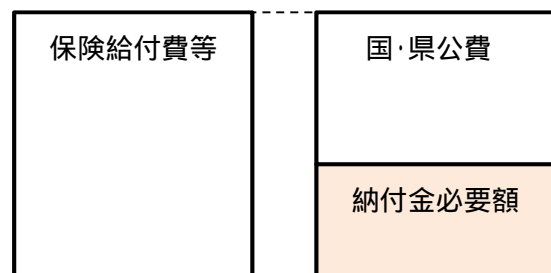
平成30年度の国保制度改革(県単位化)により、県が財政運営の責任主体となって「国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)」を決定し、市は、県が決定した納付金を納付することになっている。
 市は、納付金の納付に必要な国民健康保険税率(以下「国保税率」という。)を設定する。

○納付金の算定方法

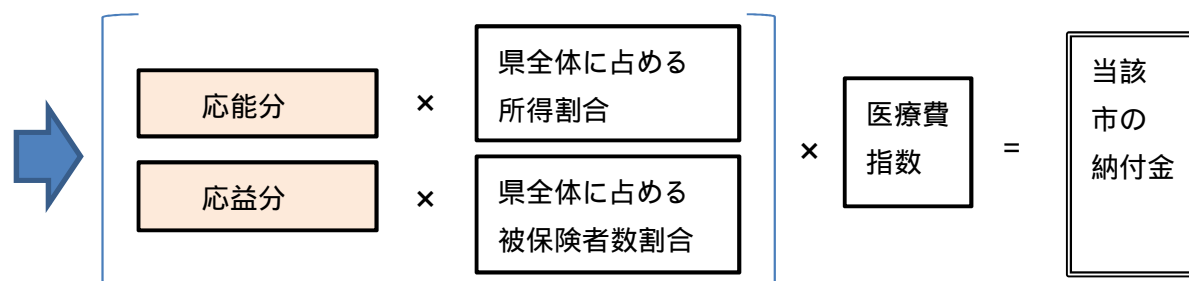
県全体の医療給付費等の見込額から国庫負担金等の見込額を差し引き、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

イメージ

県全体の保険給付費等 県全体の納付金必要額



市町村ごとの納付金算定方法



(2) 令和8年度予算(見込)

現行税率で試算した場合

(単位:百万円)

収 入						支 出							
	全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	(再掲) 子ども 子育て分	構成比		全体	(再掲) 医療分	(再掲) 後期高齢者 支援分	(再掲) 介護分	(再掲) 子ども 子育て分	構成比
保険税	1,728	1,173	429	126	0	18.5%	総務費	117	117				1.2%
県支出金(保険給付費分)	6,664	6,664				71.4%	保険給付費	6,713	6,713				70.2%
県支出金(保険者努力ほか)	178	164	10	4	0	1.9%	国保事業費納付金	2,537	1,714	592	177	54	26.5%
繰入金	738	561	133	44	0	7.9%	保健事業費	142	142				1.5%
繰入金(公費波及増)	0	0				0.0%	直診勘定繰出金	29	29				0.3%
その他収入	23	23				0.2%	その他支出	22	22				0.2%
小計(単年度収入) A	9,331	8,585	572	174	0	100.0%	小計(単年度支出) B	9,560	8,737	592	177	54	100.0%
							単年度収支差(A-B)	229	152	20	3	54	

【参考】

基金残高見込額(令和8年1月末時点)

1,471,442千円

(3) 令和8年度国民健康保険税について(諮問)

【歳入不足額を全額、保険税改定で賄った場合(参考)】

区分	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		子ども・子育て支援金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
改定後	8.6	28,000	28,000	3.0	9,700	9,700	2.8	15,400	0.3	900	900
改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400	-	-	-
差引	1.2	3,100	3,100	0.2	900	900	0.1	0	0.3	900	900

1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分	全体
1人当たり	改定後	82,395円	27,742円	25,615円	2,713円	138,465円
	改定前	71,208円	26,046円	24,993円	0円	122,247円
	増減	11,187円 15.7%	1,696円 6.5%	622円 2.5%	2,713円 -	16,218円 13.3%
1世帯当たり	改定後	123,707円	41,063円	11,885円	3,756円	180,411円
	改定前	107,243円	39,226円	11,609円	0円	158,078円
	増減	16,848円 15.7%	2,555円 6.5%	289円 2.5%	3,756円 -	23,448円 14.8%

14.8%の増税となる。

市町村標準保険料率

国民健康保険税率(以下「国保税率」という。)を設定する際に、標準保険料率を参考にします。

1人当たり国民健康保険税見込額を計算

医療給付分、後期高齢者支援金分及び全体については、保険税÷被保険者数(16,568人)で計算しています。介護納付金分については、保険税÷介護第2号被保険者数(5,110人)で計算しています。子ども・子育て支援金分は保険税÷18歳以上被保険者数(15,230人)で計算しています。

1世帯あたり国民健康保険税見込額を計算

医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分及び全体については、保険税÷世帯数(11,001世帯)で計算しています。

【諮問案】

国民健康保険税の大幅な税額の引上げを緩和するため、宗像市国民健康保険基金を活用して、被保険者の負担軽減措置を行うこととする。

またその額は、**歳入不足額全額(229百万円)**。

令和5年度に改正した宗像市国民健康保険基金条例及びその活用方針に基づき、税額を据え置くこととする。

【宗像市国民健康保険基金を活用し、全体での税額を据え置いた場合】

区分	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		子ども・子育て支援金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
改定後	7.1	24,000	24,000	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400	0.3	900	900
改定前	7.4	24,900	24,900	2.8	8,800	8,800	2.7	15,400	-	-	-
差引	0.3	900	900	-	-	-	-	-	0.3	900	900
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)	7.92	29,227	27,900	2.96	10,220	9,752	2.67	16,228	0.25	1,101	1,054

1人(世帯)当たり国民健康保険税見込額

区分		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援金分	全体
1人当たり	改定後	68,268円	26,046円	24,993円	2,713円	122,020円
	改定前	71,208円	26,046円	24,993円	0円	122,247円
	増減	2,940円 4.1%	0円	0円	2,713円	227円 0.2%
1世帯当たり	改定後	102,814円	39,226円	11,609円	3,756円	157,405円
	改定前	107,243円	39,226円	11,609円	0円	158,078円
	増減	4,429円 4.1%	0円	0円	3,756円	673円 0.4%

予算上、基金を229百万円使用する。

令和7年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)
所得割順

市名	医療分				市名	後期高齢者支援分				市名	介護納付金分			
	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円
うきは市	10.00	-	27,000	24,000	嘉麻市	3.50	-	7,500	7,500	直方市	3.30	-	15,300	-
直方市	9.45	-	22,500	23,300	北九州市	3.40	-	9,590	11,060	大牟田市	3.15	-	14,200	-
久留米市	9.37	-	27,200	22,200	直方市	3.30	-	7,700	8,000	宮若市	3.00	3.2	7,900	5,600
大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	福岡市	3.28	-	10,334	9,757	北九州市	2.90	-	9,620	8,290
宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	豊前市	3.10	-	8,000	10,000	福岡市	2.81	-	10,386	7,912
大川市	8.90	-	29,000	32,000	大野城市	3.09	-	11,000	11,000	宗像市	2.70	-	15,400	-
朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	宮若市	3.00	-	7,800	6,500	田川市	2.60	-	10,800	7,400
行橋市	8.58	-	28,600	28,700	八女市	3.00	-	9,000	9,000	飯塚市	2.60	-	9,100	6,700
柳川市	8.50	-	29,000	31,000	中間市	3.00	-	8,800	6,300	大野城市	2.53	-	19,000	-
嘉麻市	8.50	-	23,000	26,500	田川市	2.97	-	10,270	9,000	春日市	2.46	-	19,100	-
八女市	8.50	-	28,000	28,000	大牟田市	2.95	-	6,200	7,000	筑紫野市	2.43	-	18,000	-
中間市	8.50	-	24,500	25,000	春日市	2.94	-	11,800	10,700	古賀市	2.40	-	16,600	-
古賀市	8.40	-	23,800	26,200	朝倉市	2.90	-	8,000	9,000	小郡市	2.40	-	10,000	8,000
北九州市	8.31	-	23,550	27,160	古賀市	2.90	-	10,100	10,900	柳川市	2.38	-	10,789	8,446
筑後市	8.30	-	29,000	31,000	行橋市	2.89	-	10,700	10,800	行橋市	2.35	-	10,700	8,200
小郡市	8.10	-	25,500	27,000	みやま市	2.83	-	10,563	10,599	みやま市	2.35	-	10,750	8,236
糸島市	8.00	-	24,700	20,500	宗像市	2.80	-	8,800	8,800	八女市	2.30	-	9,000	7,000
福津市	7.80	-	25,000	25,000	筑紫野市	2.80	-	12,300	10,700	うきは市	2.30	-	12,000	-
みやま市	7.74	-	29,194	29,293	飯塚市	2.80	-	8,100	8,800	筑後市	2.30	-	10,000	7,000
大野城市	7.54	-	28,000	28,000	うきは市	2.70	-	8,000	6,000	大川市	2.27	-	10,000	9,000
宗像市	7.40	-	24,900	24,900	久留米市	2.66	-	7,500	6,400	中間市	2.20	-	7,000	4,500
太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	小郡市	2.63	-	8,400	9,000	福津市	2.20	-	13,500	-
豊前市	7.30	-	21,000	28,000	筑後市	2.60	-	8,000	9,000	糸島市	2.20	-	12,700	-
田川市	7.00	-	21,600	18,800	柳川市	2.57	-	9,067	9,711	久留米市	2.11	-	14,700	-
筑紫野市	6.83	-	28,100	25,900	大川市	2.56	-	9,000	10,000	豊前市	2.10	-	9,000	8,000
飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	福津市	2.50	-	9,000	9,000	太宰府市	2.10	-	16,200	-
春日市	6.52	-	27,700	25,300	太宰府市	2.47	-	8,300	9,200	朝倉市	2.00	-	10,000	15,000
那珂川市	6.39	-	31,200	29,500	糸島市	2.40	-	7,500	6,200	那珂川市	1.67	-	22,100	-
福岡市	5.96	-	19,980	18,863	那珂川市	2.35	-	12,200	11,600	嘉麻市	1.50	-	12,000	-
平均	8.04	15.00	25,497	25,828	平均	2.86	0.0	9,087	9,018	平均	2.40	3.19	12,615	7,952

【資料2】

国の動向(制度改定「予定」)について

(1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し(令和8年4月実施予定)

賦課限度額のあり方について、被用者保険の上限ルールとのバランスを考慮し、賦課限度額に達する世帯の割合が1.5%に近づくように、段階的に引き上げていく。

政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定することになっている。

賦課限度額の引き上げにより、中間所得者層()に配慮した保険税設定が可能となり、中間所得者層の負担軽減を図る効果が見込まれるため、本市では政令に定める上限を賦課限度額としている。

中間所得者層:低所得者層を対象とした均等割・平等割の法定減額に該当する所得を超え、賦課限度額に到達する前までの所得階層
令和8年4月に政令が改正される見込みであるため、本市も賦課限度額を改正する予定である。

【現行】		【改正後】	
基礎課税額(医療分)	66万円	基礎課税額(医療分)	67万円(1万円引き上げ)
後期高齢者支援金等課税額	26万円	後期高齢者支援金等課税額	26万円(据え置き)
介護納付金課税額	17万円	介護納付金課税額	17万円(据え置き)
子ども・子育て支援納付金課税額	0万円	子ども・子育て支援納付金課税額	3万円(3万円引き上げ)
合 計	109万円	合 計	113万円(4万円引き上げ)

(2) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し(令和8年4月実施予定)

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定について、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行うこととなっている。

【軽減判定所得(現行)】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 30.5万円 × (被保険者数)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 56万円 × (被保険者数)

給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

【軽減判定所得(改正後)】

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円)

5割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 31万円 × (被保険者数)

2割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + 57万円 × (被保険者数)

給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

宗像市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和7・8・9年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

(任期:令和7年4月1日~令和10年3月31日)

区 分	氏 名	区 分	氏 名
被 保 険 者 代 表 委 員	荒井 かおり	公 益 代 表 委 員	北原 一臣
	辻 伸子		長谷川 勝憲
	伊賀 美穂		緒方 文子
	小林 美穂		佐久間 理英
国民健康保険医(医科・歯科) 薬 剤 師 代 表 委 員	三宅 陽	被用者保険等 保険者代表委員	山村 美紀
	岩野 歩		
	玉井 郷一		
	坂口 尚登		

荒井委員は令和9年3月31日まで